

都民の意見書及び事業段階関係区長の意見の概要並びにこれらについての事業者の見解

評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長（港区及び千代田区）の意見の内訳は、表1に示すとおりであり、都民からの意見書の提出はなかった。

事業段階関係区長（港区及び千代田区）の意見の内容及び事業者の見解は、表2～4に示すとおりである。

表1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民の意見書	0件
事業段階関係区長の意見	2件
合計	2件

表2 事業段階関係区長（港区）の意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
項目	総論	
	環境影響評価書を作成する際には、調査及び評価の方法などについて、内容及び表現をさらに工夫し、本計画の特徴が適切に表記されるなど、区民が理解しやすいものとなるようにしていただきたい。	環境影響評価書の作成にあたっては、区民の皆様をはじめ広く都民の方々に本計画についてご理解いただけるよう、わかりやすい表現に努めてまいります。
	計画地周辺の住民及び関係者等からの街づくりを含めた意見・要望等を尊重し真摯に対応していただきたい。	計画地周辺の居住者及び関係者等からの街づくりを含めたご意見・ご要望等を頂いた場合には、事業計画への反映を検討した上で、その結果について丁寧な説明を行う等、真摯に対応してまいります。
項目	工事計画	
	周辺開発事業者と工事計画等について連絡協議会を設置するなど工事計画等を調整可能な体制を整え、騒音、振動、粉塵等の発生をできるだけ低減するようにすること。	工事に際しましては、周辺開発事業者と連携し、情報交換を行い、工事用車両の集中を避けることにより、騒音、振動、粉じん等の発生の低減に努めてまいります。
	解体、建設工事等に係る事前協議を行い、特定建設作業実施届出など必要な事前届出をすると共に、十分な近隣説明を行うこと。	特定建設作業実施届出などの必要書類は、法令に則り適切な時期に事前に届出を行い、「東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」の説明会等で近隣の皆様へ丁寧な説明を行ってまいります。
	建設作業にあたっては、騒音、振動、粉塵等、周辺環境に与える影響を低減するよう適切な対策を講じるとともに、工事实施にあたっては周辺住民、事業所等に事前に説明を行い、苦情・要望等に対して丁寧な対応をすること。	建設作業にあたっては、仮囲いの設置、建設機械・工事用車両のアイドリングストップの周知、低騒音型の建設機械の使用、粉じん防止のための散水等の環境保全措置を実施することで、騒音、振動、粉じん等の低減に努めてまいります。また、工事の実施に際しては、「東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」の説明会等で近隣の皆様への説明を実施し、相談窓口を設ける等、苦情・要望等についても対応してまいります。
	工事車両について、騒音、振動、渋滞など周辺への影響を考慮し、車両の出入りする動線や時間帯等を工夫すること。	工事用車両については、周辺開発事業者や関係機関と十分協議を行い、周辺施設への騒音、振動、渋滞などの影響を考慮し、走行ルートや時間帯の検討をしてまいります。
	工事関係者による車両の放置等がないよう、作業員等への指導を徹底すること。	工事関係者による車両の路上放置等については、近隣の皆様へご迷惑を掛けぬよう、入場者教育等で作業員への指導を徹底してまいります。

表3 事業段階関係区長（港区）の意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
項目	温室効果ガス	
	エネルギーを利用する機器については高効率なものを採用するとともに、地域冷暖房を採用するなど地区全体としての温室効果ガス削減に努めること。	エネルギーを利用する機器につきましては、環境への負荷を低減させる最先端の省エネ・省CO ₂ に対応した設備の導入を予定しております。周辺事業者とも協議し、地域冷暖房の採用につきましても検討してまいります。
	みなとモデル二酸化炭素固定認証制度に基づき、港区と協定を締結した自治体から産出される協定木材等の国産材の使用に努めること。	みなとモデル二酸化炭素固定認証制度に基づき、協定木材等の国産材の使用に努めてまいります。
項目	風環境	
	環境影響評価書案及び港区ビル風対策要綱に基づく届出に記載された建物配置・形状について確実に実施するとともに、良好な風環境が実現されるようにすること。	届出に記載した建物配置・形状といたします。また、良好な風環境を実現することといたします。
	風環境評価の予測以上の強風の発生があった場合には、必要に応じて追加対策を確実に講ずること。	事後調査において、本計画建物に起因して計画地周辺の風環境が予測結果を超えるような場合には、必要に応じ植栽による防風対策を行う等、適切な対策を講じてまいります。
	周辺開発事業者と連絡協議会を設置するなど情報交換できる体制を整え、虎ノ門地域における良好な風環境を実現すること。	周辺開発事業者と連携し、虎ノ門地域における良好な風環境の実現に努めてまいります。
項目	交通安全対策	
	工事用車両の走行にあたっては、病院等周辺公共施設の利用者動線を考慮し、関係者に安全教育を実施するなど十分な交通安全対策を講ずること。また、現場出入口など、車両の集中箇所には交通誘導員を配置し、円滑な車両通行と安全を確保すること。	工事用車両の主要な走行経路については、周辺施設の利用者動線に配慮した経路を計画するとともに、工事関係業者には安全教育を実施し、交通法規の遵守や安全運転の周知徹底を行います。また、車両出入口には適宜交通誘導員を配置し、交通渋滞等の発生防止、歩行者等の安全確保に努めてまいります。
項目	防災対策	
	周辺地域の在勤者など、昼間人口の多い地域性を考慮し、施設利用者だけでなく、一時滞在者等も含めた帰宅困難者対策を講ずること。	帰宅困難者対策につきましては、オープンスペースを一時避難スペースとして開放すること及び建物内を一時滞在施設として開放すること等を予定しております。

表4 事業段階関係区長（千代田区）の意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
項目	大気汚染	
	評価書案のとおり対応されたい。	評価書案のとおり対応いたします。
項目	騒音・振動	
	計画施設から千代田区との区界まで300m近く離れており、影響はないと思われる。	評価書案のとおり対応いたします。
項目	日影	
	評価書案のとおり対応されたい。	評価書案のとおり対応いたします。
項目	電波障害	
	評価書案のとおり対応されたい。	評価書案のとおり対応いたします。
項目	風環境	
	評価書案のとおり対応されたい。	評価書案のとおり対応いたします。
項目	景観	
	評価書案のとおり対応されたい。	評価書案のとおり対応いたします。
項目	史跡・文化財	
	評価書案のとおり対応されたい。	評価書案のとおり対応いたします。